

CARES Act SBAローン関連情報

2020年4月3日

Hotta Liesenberg Saito LLP



CARES ACT: 救済ローン関連

平素より誠にお世話になっております。

企業の皆様にはおかれましては、新型コロナウイルスによる混乱が続く中、大変なご苦勞をされていると存じます。従業員、ご家族の皆様が安全で健康に過ごされていることを願っております。

先日、ご送付しましたCARES Actの説明に加えて、Small Business Administrationが統括している、中小企業向けのEconomic Injury Disaster Loans (EIDL) 及びPaycheck Protection Program (PPP) の二つの救済ローンについて、現時点で入手可能な情報を取りまとめましたので、ご参考にしていただけましたら幸いです。EIDLは新型コロナウイルスの感染拡大による経済的損害を受けた中小企業に対する優遇ローンです。EIDLは、低利子で最大\$2百万ドルまで借り入れることが可能であることに加え、最初の\$10,000は返済不要の助成金として取り扱われます。PPPについては、雇用継続と再雇用の促進を目的とするもので、一定の要件を満たすことにより、債務の返済が免除されます。両ローンとも、**SBAが規定する小規事業者**が対象ですが、PPPについては**小規模事業者に限らず、飲食・宿泊事業者**も対象となります。

また、CARES Actでは給与税の還付も含まれていますが、給与税の還付とPPPの両方の恩恵を受けることはできないので、ご注意ください。これらベネフィットの試算及び比較検討の方法のご説明については、後日ご送りする予定です。

情報が錯綜する中、対応に大変お困りのことと存じます。弊社としましては、現在、金融機関と連携し、情報収集を進めており、企業の皆様に最新情報をご提供できるようにする所存です。

ご質問及びご相談がございましたら、HLS担当者まで直接ご連絡いただくようお願い申し上げます。

SBAローンの受給資格について

- EDIL及びPPPのローンは原則、Small Businessを受給対象としており、定義は以下のとおり。
- グループ企業の子会社である場合は、**親会社及びその他の関連者**を含めて従業員数の要件を満たしているか確認する必要がある。
- 申請者の米国籍・永住権が必要であるかどうかは、法律で定められていない。米国企業でないことを理由にローンを拒否されるようなことがあれば、取引先銀行に再度交渉と説明を求めることをお勧めします。

EDILの場合

- 従業員500名以下の事業体、もしくは、SBAが規定するSmall Businessの要件を満たす事業体。SBAの[Size Standard Table](#) は定期的に更新されており、各産業ごとに人数または売上による基準がある。(判定は[こちらから](#))
- Sole Proprietorship (従業員の有無に関わらず) 及びIndependent Contractor

PPPの場合

- 従業員500名以下の事業体もしくは、SBAが規定するSmall Businessの要件を満たす事業体。
- 宿泊及び飲食事業者(NAICS Sector 72) の場合、Small Businessの売上基準を満たさない場合でも、1拠点の従業員数が500名以下の場合は適用対象。
- Sole Proprietorship、Independent Contractor、Eligible Self-employed Individuals

Economic Injury Disaster Loans (EIDL)

- 新型コロナウイルスにより発生した経済的損害を軽減するため、最大200万ドル(\$2,000,000)まで借り入れ可能。
- 現在すでに申請受付中。[\(オンライン申込書\)](#)
- EIDLは、PPP(5ページ参照)とは違いハリケーンなどの災害時にも提供されるローンである。
 - 借入条件は申請者の経済状況による。
 - 返済期間は最大30年、ローン返済開始まで12ヶ月間 の猶予が与えられる。
 - 金利は最大3.75%
- 給与、保険料、家賃、光熱費、既存債務の利息支払い以外に、運転資金として利用可能。
 - 形式は普通のローンとほとんど変わらない為、上記の項目に該当さえすれば使い方は自由。
- 特別措置として、申請後1週間程度で1万ドル(\$10,000)が返済不要の助成金として振り込まれる。その後ローンの申請が通らなかったとしても、この助成金は返済不要。
- EIDL及びPPPの両方を申請する場合、ローンの使用目的に制限が加わる可能性がある。
 - 例えば、EIDLとPPPの両方を同じ給与分に充てることはできない等。
(同じ費用に対して2つ優遇ローンを得ることはできない。)

Economic Injury Disaster Loanの申込方法

- Small Business Administration (SBA)のウェブサイトにて申し込み可能
[オンライン申込はこちらから](#)
- オンライン申し込みにかかる時間は約20分程度
- 必要な情報(一部)
 - EINもしくはSSN
 - 売上及び原価(2020年1月31日から遡って12月間の合計)
 - 設立年月日
 - 2020年1月31日時点の従業員数
 - 銀行口座の情報
- 返済不要の1万ドル(\$10,000)の助成金は申請後比較的早く振り込まれる。
SBAのウェブサイトには3日以内と書かれているが、実際は一週間程度かかっている模様。
- オンライン申し込み後のプロセスについてはまだ不明な点が多く、今後追加資料の送付を求められる可能性も。

Paycheck Protection Program (PPP)

受付開始は、4月3日。ローン数や金額に上限を設けている銀行が多いため、PPPローンの対象になる可能性がある企業様は、至急取引先銀行のご担当者にご確認されることをお勧めします。

- Paycheck Protection Program は、従業員の雇用継続及び再雇用促進を目的とする低金利ローン。一定の条件を満たせば返済が免除される。
- 最大借入金額は、①毎月の人件費関連費用の平均額の2.5倍、もしくは②1,000万ドル(\$10,000,000)、のどちらか低い方。
- 人件費関連費用には、給与以外に医療保険の雇用主負担額、企業年金の会社負担額等が含まれる。
- 従業員一人あたり10万ドル(\$100,000)の上限。
(給与が10万ドルを超える従業員の場合、10万ドルまで計算に含めることができる。)
- 返済期限は10年、金利の上限は4%、返済開始までは6ヵ月の猶予が与えられる。
- 給与、医療保険料、賃料、光熱費、既存債務の利息支払いなど特定の費用は返済が免除される。
- 返済免除の条件として、従業員数と給与を2019年度の水準に維持する必要があるとされているが、未だ詳細な計算方法については発表していない。
- 銀行も政府から詳細な情報を得られていないため、実際の申請手続きは遅延気味。

Paycheck Protection Programの申込方法

- Small Business Administration (SBA)の融資プログラムに参加する金融機関
 - Web上で検索可能 [SBA Lenderを検索](#)
 - 大手銀行のほとんどがSBA Lender。詳しくは、取引先銀行に確認が必要。
- 申請開始のタイミングは二段階
 - 4/3/2020 – Small Business及びSole Proprietorship
 - 4/10/2020 – Independent Contractor及びSelf-employed

ただし、**銀行側の対応が追い付いておらず、実際のローンの払い出しは遅延気味。**
各銀行がPPP専用ホームページを随時更新中。
(申し込み方法の詳細については、取引先銀行のご担当者にご確認ください。)

- 必要情報
 - SBAが申し込み書のサンプルを公開中。[申込書のサンプルを見る](#)
 - 銀行によって必要書類が若干異なるものの、必要情報の例は次のとおり。
 - 設立年月日
 - 給与データ
 - 雇用主提供保険の雇用主負担額
 - 退職金の雇用主拠出分
 - 決算書
 - 家賃等の情報
 - W-2や1099

Employee Retention Credit

- 給与税クレジットの還付 ただし、PPPローンを受けた場合は対象外となるため注意が必要。
- 雇用主対象: 以下の条件の内、一つを満たしている企業、非営利団体
 1. 新型コロナウイルスの影響で政府要請により商業活動の制限や、外交中止により一部でもビジネス活動に影響を受けている全企業、非営利団体
 2. 四半期の売上が前年同時期比で50%以上減少した雇用主
- 特定の従業員に支払われた以下対象賃金の50%が給与税クレジットとして還付される。
 - 対象賃金は企業の従業員数によって2種類に分かれる。
 - 従業員数100人以下の企業: 四半期の間、全ての従業員に支払われた賃金。
 - 従業員数100人以上の企業: 企業や会社の閉鎖により影響を受けた自宅待機や一時解雇の従業員への賃金、時短勤務で支払われている賃金、減給されている賃金等に限定される。
 - 従業員数は、親会社を含む関連者全体の総従業員数を含めて2019年の平均を計算。
- クレジット可能な一人あたり賃金の上限額は健康保険プラン等一部の福利厚生を含む1万ドル(\$10,000)まで。(したがって、\$10,000の50%なので最大クレジットは\$5,000となる。)
- 2020年3月13日から2020年12月31日に支払われた賃金に適用。
- Employee Retention Creditは、Small Businessの条件を満たさない企業でも一定の恩恵を受けることができる。

Payroll Tax Deferral

- 給与税支払期限の延長
- 企業雇用主は給与税の納税を延期できる。
- 個人事業主は個人事業税の半分まで納税を延期できる。
- 納税を延期した給与税あるいは個人事業税の50%は2021年末、また残りの50%は2022年末までに納税する必要がある。
- 同法成立の2020年3月27日より2020年12月31日までに発生する給与税に適用されます。
- Paycheck Protection Programによりローンを受け、給与等の適用対象費用について返済を免除をされた場合*には、この給与税の納付延期の対象外となる。

*前ページのEmployee Retention CreditはPPPローンを受けた場合適用対象外となりますが、本項目のPayroll Tax Deferralは、PPPローンを受け返済を免除された場合が適用対象外となります。条件が若干異なりますので、ご注意ください。

EIDLとPPPの対比表

	EDIL	PPP
政府予算枠	100億ドル (\$10 billion)	3,490億ドル (\$349 billion)
受付期間	3月30日～12月31日	4月3日～6月30日 (受付開始は遅延)
使用目的	運転資金	給与、医療保険料、コミッション、オフィス等のローン、家賃、光熱費、金利、その他負債の利息支払い
申請先	原則、SBAのウェブサイト上から直接申請する。	SBAローン取扱い銀行経由で申し込む。銀行によっては、法人口座がある既存顧客のみ申請を受け付けている場合もあるため、まずは取引先銀行の担当者に確認。今後、SBAのウェブサイトから直接申し込みができるようになる可能性有。(政府が検討中)

EIDLとPPPの対比表

	EDIL	PPP
申請要件	SBAが規定する小規模事業者の定義に該当する企業及び NPO	<ul style="list-style-type: none"> - 従業員500名未満の企業* - SBAが規定する小規模事業者の定義に該当する企業及び NPO。 - 宿泊(ホテル)・飲食(レストラン)関係の事業者は上記基準に該当しない場合でも、1拠点の従業員数が500名以下であれば対象。
申請方法	原則、SBAのサイトからオンラインで申請。	詳細は4月3日以降に発表される予定。
審査基準	クレジット・スコアを基準に審査される。	通常の与信審査ではなく、2月15日時点で事業活動が行われていたかどうか、従業員を雇用していたかどうか、給与税を支払っていたかどうか等の確認。

* 従業員数とは、米国外の関連者を含むグループ全体の従業員数。

EIDLとPPPの対比表

	EDIL	PPP
貸出金額	最大2百万ドル(\$2 million)	どちらか少ない金額: ① 前年度の平均月間賃金×2.5とEIDLの借入金額を足した金額 ② 1千万ドル (\$10 million)
貸出条件	期間:原則15年、最長30年 金利:3.75%(ビジネス) 2.75%(NPO)	期間:最長10年 金利:固定もしくは変動、最大4%
担保	\$25,000以上のローンには必要。	必要なし。
個人債務保証	\$200,000以上のローンには必要。	必要なし。
返済免除条項	申請後1週間ほどで1万ドル(\$10,000)が返済不要の助成金として支払われる。 その後ローンの申請が通らなくても\$10,000の返済は不要。 上記\$10,000以上のローンについて債務免除の適用はない。	ローン開始日から8ヶ月以内に支払った給与、家賃又はオフィス等のローン、光熱費等が債務免除の対象。 雇用維持ができない場合は、債務免除金額が減額される。 債務免除金額は非課税扱い。